

2014  
3  
No.138

# 喜多方普及だより



## ～アスパラガス周年産地を目指して!～ (伏せ込み促成栽培で冬期間の所得確保)

喜多方地域は、東北地方でもトップクラスのアスパラガス産地です。

アスパラガスは5月頃が旬ですが、パイプハウスによる半促成栽培では3月下旬から収穫が始まり、露地栽培も含め一般的には10月上旬まで収穫が続きます。平成25年現在、管内の栽培農家は約420戸、50a以上の作付を行っている農家は58戸(内、法人経営3戸)となっています。



アスパラガスは春が旬ですが、冬期間は輸入品が大半を占めていることから国産品は高値で取り扱われ、喜多方農業普及所では国産品の出荷が少ない冬期間に出荷する「伏せ込み促成栽培」の導入を推進しています。周年出荷による経営の安定化や雇用労力の周年活用が可能となり、更なる経営規模の拡大が期待できます。

「伏せ込み促成栽培」は、中柱など耐雪補強を施すことにより水稻育苗用ハウスの活用も可能であることから、水稻や他の園芸作物の栽培に取り組んでいる農家も新たな作目に組み合わせることが十分可能です。

本県は、東日本大震災以降、風評の払拭が重要な課題となっており、喜多方地域では新鮮で美味しい農産物を切れ間なく供給できる産地の確立を目指しています。

# 新たな農業・農村政策

## ～4つの改革の概要～

### <経営所得安定対策の見直し>

H26の変更点は下線

交付金名	25年度	26年度以降
米の直接支払交付金	<b>【交付対象者】</b> 生産数量の目標に従って生産する販売農家または集落営農 <b>【交付単価】</b> 15,000円/10a	<b>【交付対象者】</b> 生産数量の目標に従って生産する販売農家または集落営農 <b>【交付単価】</b> 7,500円/10a (30年産から廃止予定)
米価変動補てん交付金	<b>【交付対象者】</b> 米の直接支払交付金の交付を受けた販売農家または集落営農	廃止 米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に統合
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	<b>【交付対象者】</b> 水田または畑において麦、大豆、そば、なたねを生産し、販売する農家 <b>【交付単価】</b> ①面積払 麦、大豆、そば、なたね 20,000円/10a ②数量払（参考：平均交付単価） 小麦 6,360円/60kg 大豆 11,310円/60kg そば 15,200円/45kg なたね 8,470円/60kg	<b>【交付対象者】</b> 水田または畑において麦、大豆、そば、なたねを生産し、販売する農家（現行どおり） ※27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者の予定。（規模要件なし） <b>【交付単価】</b> ①面積払 麦、大豆、なたね 20,000円/10a そば 13,000円/10a ※26年産は、現行どおり前年産の生産面積。27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払われる予定。 ②数量払（参考：平均交付単価） 小麦 6,320円/60kg 大豆 11,660円/60kg そば 13,030円/45kg なたね 9,640円/60kg
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	<b>【交付対象者】</b> 認定農業者（4ha以上） または集落営農組織（20ha以上） <b>【積立金の負担割合】</b> 国3：農家等1 <b>【対象品目】</b> 米、麦、大豆 <b>【交付単価】</b> （標準的収入－当年産収入）×0.9 ※標準的収入：最近5カ年中3カ年の平均収入	<b>【交付対象者】</b> 認定農業者（4ha以上） または集落営農組織（20ha以上） ※27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者の予定。（規模要件なし） <b>【積立金の負担割合】</b> （現行どおり） 国3：農家等1 <b>【対象品目】</b> 米、麦、大豆 <b>【交付単価】</b> （現行どおり） （標準的収入－当年産収入）×0.9 ※標準的収入：最近5カ年中3カ年の平均収入

26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から外します。

**ナラシ移行のための円滑化対策**（26年産限り）  
 米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者を対象とし、農業者拠出は求めない。

## 〈水田フル活用の見直し〉

交付金名	25年度	26年度以降
(水田フル活用) 水田活用の直接支払交付金	<b>【交付対象者】</b> 販売農家 <b>【交付単価】</b> (10a当たり) 麦、大豆、飼料作物 35,000円 W C S用稲 80,000円 飼料用米、米粉用米 80,000円  加工用米 20,000円 そば、なたね 20,000円 二毛作助成 15,000円  耕畜連携 13,000円	<b>【交付対象者】</b> 販売農家 <b>【交付単価】</b> (10a当たり) 麦、大豆、飼料作物 35,000円 W C S用稲 80,000円 飼料用米、米粉用米 収量に応じ、55,000～105,000円 加工用米 20,000円  二毛作助成 15,000円 (そば、なたねは除く) 耕畜連携 13,000円 <b>【産地交付金】</b> (地域の取組に応じた追加交付) そば、なたね (基幹作) 20,000円 そば、なたね (二毛作) 15,000円 飼料用米、米粉用米 (専用品種) 12,000円 飼料用米 (一般品種) 10,000円 加工用米 (単年度契約) 12,000円 " (複数年契約) 24,000円 備蓄米 7,500円
	<b>【産地資金】</b> 飼料用米 1,000円  加工用米 20,000円  備蓄米 15,000円  ※これらの他、各地域ごとに団地化や振興作物に対する助成が設定されていました。	※これらの他、「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域独自で交付内容が設定されます。

そば作付けの取組は、産地交付金から支払われます。

## 〈農地中間管理機構の整備〉 (都道府県に1つ農地集積バンク)

①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、業務の一部を市町村等に委託し、地域の農地利用の最適化を支援します。

## 〈日本型直接支払制度の創設〉

創設

### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動 (農地法面の草刈り、水路の泥あげ、農道の砂利補充等) を支援します。

組替

### 資源向上支払 (※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更)

地域資源 (農地、水路、農道等) の質的向上を図る共同活動 (水路・農道の軽微な補修等) を支援します。

現行維持

### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差を支援します。

### 環境保全型農業直接支払

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

# 祝 豊かなむらづくり農林水産大臣賞受賞

## 揚津グリーン・ツーリズム推進協議会（喜多方市高郷町）



平成25年度豊かなむらづくり全国表彰事業において、揚津グリーン・ツーリズム推進協議会が農林水産大臣賞を受賞しました。喜多方地域では初めての受賞で、11月13日に仙台市K K Rホテル仙台において東北農政局長より授与されました。

農林水産大臣賞受賞団体には、明治神宮で行われる新嘗祭や農林水産祭式典への参列の案内があり、11月23日に多くの会員が参加しました。

今後とも、生き活きとした揚津地区を創り上げていかれますよう御期待いたします。

# お知らせ

### ●認定就農者制度が変わります。

新たに農業経営を開始する就農希望者の就農計画の認定主体が、平成26年4月以降県から市町村に移管する予定です（経過措置及び市町村への移行期間があります）。これに伴い従来は就農前に認定の申請をする必要がありましたが、就農5年以内でも申請が可能となる見込みです。

農業経営基盤強化促進法の改正で、定着後の認定農業者制度と一貫した担い手の育成を図るとともに、就農当初に必要なとなる営農資金の融資や農地の手当等の支援を講じようとするものです。

### ●漬物製造施設は届出が必要になります。

平成25年5月1日より漬物を製造・販売する場合は、保健所への届出が必要になりました。去る平成24年8月、北海道で浅漬を原因食品とする食中毒被害が発生しました。これを受け、福島県では漬物による健康危害の発生防止を図るために、県内の漬物製造業者を把握し、継続的に製造施設の衛生指導を行っていくこととしました。



手続きの流れは、①営業開始前に保健所に届出書を提出し、②製造施設の現地確認を受けてください。なお、平成25年5月1日以前より漬物を製造・販売されている方は、平成26年4月30日までに届出の提出をお願いします。

### ●農薬は適正に使用しましょう。

①農薬を使用する際は、商品ラベル等を十分確認し、農薬使用基準を必ず守ること。特に、剤型によって適用作物等の使用基準が異なることがあるので、十分に注意してください。

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量 (L/10a)	使用時期	本剤の使用回数	〇〇を含む農薬の総使用回数
〇〇〇	アブラムシ類	4,000倍	100～300 <sup>リットル</sup>	収穫7日前	3回以内	3回以内

②生産履歴には、農薬の使用実績（農薬名、使用量（希釈倍数）、使用年月日、使用方法）を正確に記帳しましょう。また、記録は作業後速やかに行ってください。

～内容に関するお問い合わせ、農業に関する相談はこちらへ～

会津農林事務所 喜多方農業普及所

住所 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

電話 0241-24-5743、5745 FAX 24-5746 E-mail kitakata.af04@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

喜多方農業普及所

検索

